

「津波フラッグ」の運用が始まります

気象庁は、本年2月の「津波警報等の視覚的伝達のあり方検討会」による取りまとめを受け、津波警報等の伝達に赤と白の格子模様の旗（「津波フラッグ」と呼ぶこととします）を用いることとし、本日（6月24日）、規程類を改正するとともに、運用の参考となるガイドラインを公表しました。今後、各地の海水浴場等で順次津波フラッグの運用が始まります。

気象庁は、本年2月の「津波警報等の視覚的伝達のあり方検討会」による取りまとめを受け、本日（6月24日）、気象業務法施行規則等を改正し、津波警報等の伝達に赤と白の格子模様の旗（「津波フラッグ」と呼ぶこととします）を用いることを決めました。今後、各地の海水浴場等で順次津波フラッグの運用が始まります。

また、津波フラッグの運用の参考となるよう、『津波フラッグ』による津波警報等の伝達に関するガイドライン（別紙）を策定し、自治体等に通知するとともに、気象庁ホームページにおいて公表しました。加えて、津波フラッグのポスターやリーフレットも作成・公表しました。

海水浴場等における津波フラッグの運用が全国的に普及するよう、また、多くの方に津波フラッグを知っていただけるよう、関係機関とも連携し、引き続き、津波フラッグの周知広報に努めてまいります。

<津波フラッグの解説ページ>

https://www.data.jma.go.jp/svd/egev/data/tsunami_bosai/tsunami_bosai_p2.html

<ポスター：「津波が来るぞ すぐ避難！－『津波フラッグ』は避難の合図－」>

https://www.data.jma.go.jp/svd/egev/data/tsunami_bosai/img/poster_tsunami_bosai.pdf

<リーフレット：「地震だ、津波だ、すぐ避難！」>

https://www.data.jma.go.jp/svd/egev/data/tsunami_bosai/img/leaflet_tsunami_bosai.pdf

<問合せ先>

地震火山部管理課 橋本・甫木

電話 03-3212-8341（内線 4515・4517） FAX 03-6684-2857